



社会的養護

頻出度

Point 10

社会的養護の施設等

• E

暗記しよう！要点解説

▶ 社会的養護に従事する職員

家庭支援専門相談員	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設に配置される。虐待等の家庭環境上の理由で入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等を図る。 ファミリーソーシャルワーカーとも呼ばれる
里親支援専門相談員	里親支援を行う児童養護施設と乳児院に配置される。これらの施設に里親およびファミリーホーム（→P.062）の支援拠点としての機能をもたせ、児童相談所の担当職員や里親会等と連携して、施設入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援のほか、里親の新規開拓、里親への研修等を行う。 里親支援ソーシャルワーカーとも呼ばれる
心理療法担当職員	児童心理治療施設に必ず配置される。このほか心理療法の必要があると認められる者10人以上に心理療法を行う児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設に配置される。虐待による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等や夫等からの暴力による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行い、自立を支援する
個別対応職員	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設*に配置される（*母子生活支援施設については、配偶者暴力を受けているなど、個別に特別な支援を必要とする母子に支援を行う場合に配置する）。被虐待児への生活場面での1対1の対応、個別面接、保護者への援助を行う
職業指導員	実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設と児童自立支援施設に配置される。職業選択の相談や情報提供、実習・講習等による職業指導、就職の支援、退所児童のアフターケアとしての就労・自立に関する相談援助を行う
医療的ケアを担当する職員	被虐待児や障害児など継続的な医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所する児童養護施設に配置する。資格は看護師とされ、日常生活上の服薬管理や健康管理のほか、緊急時の対応も行い、医療的支援体制の強化を図る

► 児童福祉施設設備運営基準が定める社会的養護の主な施設

□ 兒童養護設施

役割	要保護児童（保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童）に対して、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、心身の健やかな成長とその自立を支援する
対象	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（満1歳未満の乳児は、安定した生活環境の確保等の理由で特に必要がある場合のみ）
職員	児童指導員（児童の生活指導を行う者）、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員。乳児が入所している施設は看護師も配置する。このほか里親支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、医療的ケアを担当する職員について→P.052

乳兒院

役割	保護者の養育を受けられない乳幼児（乳児・幼児）を養育する基本的機能のほかに、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能をもつ
対象	乳児（満1歳未満）。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児（満1歳以上小学校就学前）も対象とする
職員	小児科の診療に相当の経験を有する医師または嘱託医、看護師（一部を保育士または児童指導員に代えられる）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（乳幼児が10人未満の施設は、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員）。このほか里親支援専門相談員、心理療法担当職員について→P.052

□ 母子生活支援施設

役 割	入所した母子を保護するとともに、親子関係の再構築等および退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活や稼働の状況に応じ、自立の促進を目的として、その私生活を尊重しつつ生活支援を行う
対 象	未婚・離婚等で配偶者のない女子やDV・児童虐待・夫からの遺棄・行方不明等により夫婦が一緒に住めない事情にある女子で、養育すべき児童のいる世帯
職 員	母子支援員 （母子の生活支援を行う者）、嘱託医、少年を指導する職員、調理員またはこれに代わるべき者。このほか心理療法担当職員、個別対応職員について→P.052

□ 母子生活支援施設への入所理由は「配偶者からの暴力」(50.3%)、在所期間は「5年未満」(84.2%)、入所時の母親の年齢は「30歳代」(41.6%)が最も高い(令和5年2月現在)。

□ 上記3つの施設のほか、児童心理治療施設、児童自立支援施設を加えた5つの施設には、
児童自立支援計画の策定が義務付けられています。